

平成21年度

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

保険料について

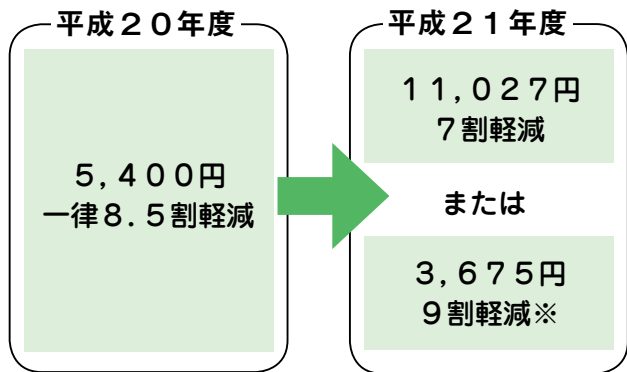
平成21年度の保険料の算定方法が一部変更になります。

1 均等割額の軽減について

同一世帯内の被保険者と世帯主の合計所得金額が33万円以下の場合、平成20年度は経過措置として一律8.5割軽減と

なっていました。平成21年度は、7割軽減または9割軽減となります。

■均等割額(36,758円)の7割軽減該当者の年間保険料額



※均等割9割軽減の条件

7割軽減に該当する場合で、被保険者全員の所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方が対象になります。

(年金収入のみの場合は、年額80万円以下の方が対象です)

2 所得割の軽減について

平成21年度においても、所得割を算定する基準所得(前年の総所得金額などから基礎控除33万円を引いた額)が58万円以下の場合、**所得割額が半額**になります。(年金収入のみの場合、153万円から211万円までの方が対象です)



3 『被用者保険の被扶養者』であった方の保険料について

長寿医療制度の資格取得日の前日に『被用者保険の被扶養者』であった方については、長寿医療制度の被保険者となった日から2年間『所得割』はかからず、『均等割』の5割が軽減されます。

なお、平成21年度については平成20年10月から引き続き

き、『均等割』が9割軽減されます。被用者保険の被扶養者であったにもかかわらず、保険料額が軽減されていない方は、健康保険課医療助成係(☎22・9660)へお申し出ください。

『被用者保険の被扶養者』とは・・・

全国健康保険協会(協会けんぽ:以前の政府管掌健康保険)、企業の健康保険組合、船員保険、公務員共済組合などに加入する家族の方に健康保険上で扶養されていた方であり、市・町国民健康保険および国民健康保険組合であった方は含まれません。



4 保険料の年金天引きから口座振替への変更について

年金天引き⇩口座振替

※希望により、変更することができます



口座振替への変更については、平成20年度中は一定の要件がありました。平成21年度からは要件が撤廃されます。

年金天引きを継続する場合は、改めて申請をいただく必要はありません。

平成20年度（平成21年3月まで）

【次のいずれかの要件を満たす方】

- ①国民健康保険料（税）をこの2年間滞納なく納付されていた方（本人）が口座振替により納付する場合
- ②年金収入が180万円未満の方で、世帯主または配偶者の口座振替により納付する場合



平成21年度（平成21年4月から）

要件が撤廃されましたので、年金天引きの方で、口座振替による納付をご希望の方は、健康保険課医療助成係（☎22-9660）にお申し出ください。

■所得税・住民税の社会保険料控除について

世帯主または配偶者の口座からのお支払いに変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用します。

これにより、世帯全体の所得税や住民税が少なくなる場合があります。

詳しくは上野税務署または本庁税務課市民税係（☎22・9613）にお問い合わせください。

■保険料が年金天引きされている方の平成21年4月・6月・8月の保険料について

保険料が年金天引き（特別徴収）されている方の平成21年4月・6月・8月分の保険料は、仮徴収として平成21年2月分と同額をそれぞれ年金から天引きさせていただきます。

■口座振替を選択された方の平成21年度保険料の徴収開始時期について

徴収開始は、平成21年度保険料が決定（7月予定）後となります。

【問い合わせ】

本庁健康保険課

☎22・96600

三重県後期高齢者医療広域連合

☎059・221・6883

国民年金のはなし



平成21年度の国民年金保険料額

1 九月分1万4410円の国民年金保険料額は、4月から1万4660円（年額17万5920円）になります。

保険料の納付は「口座振替」が便利でお得です。

6 九月分の口座振替前納の場合、年間2000円の割引、また、保険料を当月末の口座振替（早割）の場合、年間600円の割引になります。

口座振替をご希望の方は、金融機関窓口で口座振替申出書に記入・押印（金融機関の届出印）の上、金融機関または社会保険事務所にご提出ください。

口座振替が開始されるまで、お申し込み後2カ月程度かかりますので、お申し込みはお早めをお願いします。

退職特例制度

最近、解雇や契約を更新されずに失業される方が増えています。

厚生年金などに加入していた方は、国民年金に加入し国民年金保険料を納めていたこととなりますが、失業を理由に国民年金保険料が免除される「退職特例制度」があります。退職の理由は、解雇だけでなく自己都合で辞めた場合も含まれ、退職日は前年度までさかのぼれます。免除が認定されますと、保険料を一部納めたのと同じ扱いになり、また10年以内ならばさかのぼって納めることができます。

- ・手続きは、住民票または外国人登録のある市町村へ
 - ・失業を証明する書類
 - ・年金手帳または基礎年金番号がわかる書類
 - ・印鑑
- を持参してください。

【問い合わせ】

本庁健康保険課

☎22・9659

各支所住民課

※口座振替への変更は、申請日より開始の時期が異なります。